

「特定商取引に関する法律」に違反した訪問販売業者に対する行政処分がありました

長崎県は、佐世保市内のほか、平戸市や西海市などに居住の高齢者宅等に対して布団類の販売をしていた訪問販売業者である「有限会社アオバ」に対し、平成26年12月18日、特定商取引法に関する法律に基づき、違反行為の是正と改善措置を指示しました。

有限会社アオバは、高齢者宅等を訪問し、「いらない布団はありませんか」等と告げるだけで販売業者の氏名又は名称及び勧誘目的を明示せずに布団類の販売契約について勧誘するほか、契約を締結しない旨の意思を表示した者を再勧誘したり、販売契約の解除等の申し出に対して迷惑を覚えさせるような仕方で妨げたり、更には日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えた販売契約を結ぶという取引をおこなっていました。

お知らせ

電子メールで県消費生活センターに相談ができます

消費者と事業者間の売買・契約に関するトラブルや問い合わせがありましたら次の手順で相談ができます。



- (手順) ①長崎県消費生活センターのホームページ(ながさき消費生活館)をひらく
②「消費者生活相談」→「電子メール相談」→入力画面が表示されます
③相談内容を記載の上、送信してください
※受付けた相談への回答は原則として当センター業務時間内に電話で行います。

この情報は県消費生活センターのホームページ「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>



計量器に関するお問い合わせは
長崎県計量検定所
〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行
長崎県消費生活センター
(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階
TEL 095-824-0999 FAX 095-828-1014
ホームページ「ながさき消費生活館」 <http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

★暮らしの情報終了のお知らせ★

暮らしの情報は、これまで消費者と事業者の契約トラブルのほか生活に関する様々な情報を皆さまにお届けしてきましたが、本号をもって発行を終了いたします。

長い間、ご愛読ありがとうございました。



今までありがとうございました。また、どこかで会いたいでござる!



長崎県 No.330 暮らしの情報

2015
3・4
月号

内容紹介

- 高齢者に多い被害シリーズ (1)
 - 多重債務キャンペーン実施結果のお知らせ (2)
 - 壱岐市消費生活センター開設のお知らせ (2)
 - エコシリーズ
 - 消費生活センターの相談窓口から (3)
 - 行政処分のお知らせ (4)
- 暮らしの情報最終号のあいさつ



★騙されるものか! ～高齢者に多い被害から学ぶ～ 第3弾 ★

これまで、高齢者に多い被害を4コマ形式でいくつか紹介してきたよね。忘れてしまった人はもう一度読んでみて復習でござる。でも、高齢な被害者の中には、誰にも相談できない人や自分が騙されていることに気づいていない人も多い。だから周りのみんなの「見守り」と「気づき」が大事なんだな。今回は、見守る側の人に注目してほしいことを紹介するでござる。「見守り」と「気づき」のポイントを見ていこう!



住まいの様子を注意深く見てみよう!

下の項目に当てはまるものはないかな?

- ・不審な契約書、請求書などの書類がたくさん届いていない?
- ・同じ商品が必要以上に大量にない?
- ・見慣れない人の出入りはない?
- ・不審な店や会場へ頻繁に出かけてない?



高齢者の言動や態度はどうか?

下の項目に当てはまるものはないかな?

- ・不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はない?
- ・投資話や羽振りのいい話が多くなってない?
- ・お金に困っている様子はない?
- ・表情が暗く、考え込んだ様子はない?



日々上記のことを意識しながら、高齢者を見守っていきましょう。心当たりのある項目があれば、優しく声をかけ、消費の被害にあっていたら消費生活センターに気軽に相談してください!

安全・安心な消費生活の実現を目指して

県では、国からの交付金等を活用しながら、市町や県の相談機能の強化や消費者啓発の推進などに取り組んでいるところです。しかしながら、「お金」「健康」「孤独」に対する高齢者が抱く生活不安や、普及が著しいデジタルコンテンツ等を悪用した手口による消費者被害が後を絶ちません。

今後とも、市町や地域の皆様と一体となり、よりきめ細やかな消費者行政を推進し、県民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を目指してまいります。

平成27年3月1日 長崎県知事 中村 法道

多重債務者相談強化キャンペーン2014で 街頭キャンペーン等を行いました!

例年9月1日から12月31日までは「多重債務者相談強化キャンペーン」の開催期間として、全国で多重債務者向けの相談会等が行われております。

長崎県では、昨年12月15日に長崎市浜の町アーケードにおいて、弁護士会、司法書士会、長崎市とともに街頭キャンペーンを行いました。さらに12月17日から20日までの4日間、多重債務者向けの無料電話相談を行いました。

壱岐市消費生活センターが 開設いたしました!

壱岐市消費生活センター

平成27年1月15日開設

場 所 壱岐市役所内

相談時間 平日8:30～17:00

電話番号 0920-48-1111



「契約のトラブル」「悪質商法の被害」「多重債務」などでお困りの市民の皆様は、気軽にご相談ください。

消費生活を小さな工夫で上手に過ごそう ～日々のエコ活シリーズ～

これまでの、主に寒い時期にお勧めのエコについて紹介してきましたが、そろそろ暖房器具類ともおさらば……それでも日々の生活の中では色々な場面で工夫ができます!

意外と身近な
ところは忘れ
がちでござる!



台所で小さなエコにトライ!

① 台所にある換気扇はこまめに掃除しよう!

→ほこりや汚れがたまると機能が低下し、風量も低下します。

② やかんや鍋を使う際は、底が濡れていたらふき取りましょう!

→底が濡れたままコンロにかけると、水を蒸発させるのに余計な熱量がかかり、熱効率が落ちてしまいます。

③ 冷蔵庫の中には、物を詰めすぎず、熱い物を入れるのはやめよう!

→冷蔵庫の中に余裕がない、熱い物をいれると冷蔵庫の負担になり、消費電力も高くなります。



消費生活センターの相談窓口から

クリーニングに紳士スーツを出したら 紛失された!?

相談事例

2か月前、紳士スーツをクリーニングに出し1週間後に引取りに行ったが、ズボンが見当たらなかった。クリーニング店は工場などを探すと言った後連絡がないので、どうなったのか尋ねたところ、紛失したようだとされた。このスーツは1年前に10万円で買ったものだが、クリーニング店から購入金額の8割8万円を返金すると提案された。ただし、上着もクリーニング店に渡さなくてはならないと言う。納得できない。(50代、男性)

センターの対応

クリーニング店の提案は、クリーニング事故賠償基準に基づく賠償と思われるかと相談者に説明しました。この基準では、スーツのようなセットの服で単品の価格が不明であれば、片方に問題がなくてもセットで賠償することになります。また、上着はクリーニング店に渡さなくてはなりません。ただし、どうしても上着を渡したくない場合は、賠償金額が減額されることになります。相談者はクリーニング店の提案に納得しました。

消費者へのアドバイス

クリーニング事故賠償基準は、簡易迅速に消費者を救済するため、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会(全ク連)が作成した自主基準ですが、消費生活センターや裁判所で賠償を考える時の目安になっています。公益社団法人全国生活衛生営業指導センターの登録店(Sマーク)と全ク連加盟店(LDマーク)では、原則この基準に基づいて対応されます。



Sマーク



LDマーク

賠償額の計算方法は以下の通りです。

賠償額=物品の再取得価格×補償割合

(物品の再取得価格:事故発生時のその物品の標準的な小売価格又は購入価格)

補償割合は、商品の平均使用年数と購入時からの経過月数などを考慮します。購入から時間がたっていると購入金額全額の補償は求められません。また紛失など、購入時期や金額が不明で賠償額が計算できない特別な場合には、ドライクリーニングならクリーニング代金の40倍、ランドリーなら20倍の金額になります。

また、消費者がクリーニングを引取ってから6か月、またクリーニング店に洗たく物を預けたまま1年を経過したときは賠償されません。早めに引き取り、引取った後は衣類に問題がないかすぐに確認することが大切です。